



発行 新潟県

第9号

平成29年2月3日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 93 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 94 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 95 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 96 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 97 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 98 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 99 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 100 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公 告

- 平成28年度行政書士試験の合格者（市町村課）
- 一般競争入札の実施（財務課）

企業局管理規程

- 1 新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

教育委員会規則

- 1 新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部改正（義務教育課）

告 示

◎新潟県告示第93号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年2月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 指定する形質変更時要届出区域
燕市小関字大通716番12の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

◎新潟県告示第94号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成29年2月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名 称 三条総合病院
- 2 所 在 地 三条市塚野目5丁目1番62号
- 3 有効期間 平成29年3月5日から

平成32年3月4日まで

◎新潟県告示第95号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成29年2月3日

新潟県知事 米山 隆一

| 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の 種 類 | 指定年月日 |
|---------------|------------|----------------|-----------|
| ミツワ薬局 | 長岡市三和2-3-3 | 精神通院医療 | 平成29年2月1日 |
| ウエルシア薬局上越下門前店 | 上越市下門前1653 | 精神通院医療 | 平成29年2月1日 |

◎新潟県告示第96号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成29年2月3日

新潟県知事 米山 隆一

| 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の 種 類 | 更新年月日 |
|-----------|-----------------|----------------|-----------|
| 大山薬局三交店 | 上越市新光町3-11-17 | 精神通院医療 | 平成29年2月1日 |
| メッツやすらぎ薬局 | 小千谷市本町1丁目13番地33 | 精神通院医療 | 平成29年2月1日 |

◎新潟県告示第97号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年2月3日

新潟県知事 米山 隆一

| 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の 種 類 | 廃止年月日 |
|-------------|--------------|----------------|-------------|
| みなみ調剤薬局 | 南魚沼市川窪1158-2 | 精神通院医療 | 平成28年12月29日 |
| 岡久薬局 | 三条市仲之町1番5号 | 精神通院医療 | 平成29年1月1日 |
| みなみ調剤薬局阿賀野店 | 阿賀野市下条町12-50 | 精神通院医療 | 平成27年3月31日 |

◎新潟県告示第98号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年2月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 調査を行った者の名称及び地域

| 調査を行った者の名称 | 成果の名称及び地域 |
|------------|---------------------------------|
| 関川村 | 関川村の地籍図及び地籍簿 大字中束の一部 |
| 聖籠町 | 聖籠町の地籍図及び地籍簿 大字網代浜、大字次第浜の各一部 |
| 弥彦村 | 弥彦村の地籍図及び地籍簿 大字観音寺の一部 |
| 湯沢町 | 湯沢町の地籍図及び地籍簿 大字神立の一部 |

2 認証年月日

平成29年1月26日

◎新潟県告示第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

- ・種類 長岡都市計画ごみ焼却場（見附市決定）
- ・名称 3号 見附市ごみ焼却場

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第100号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年2月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 施行者の名称

新潟市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
- (2) 名称 新潟市西部公共下水道

3 事業施行期間

平成5年6月25日から平成34年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

公 告

行政書士試験の合格者について（公告）

平成28年11月13日に行った行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成29年2月3日

新潟県知事 米山 隆一

| 受験番号 | 受験番号 |
|---------|---------|
| 2910002 | 2910339 |
| 2910019 | 2910364 |
| 2910020 | 2910408 |
| 2910028 | 2910413 |
| 2910041 | 2910415 |
| 2910044 | 2910455 |
| 2910051 | 2910463 |
| 2910052 | 2910491 |
| 2910066 | 2910504 |
| 2910077 | 2910532 |
| 2910081 | 2910559 |
| 2910088 | 2910563 |
| 2910089 | 2910566 |
| 2910104 | 2910577 |
| 2910105 | 2910585 |
| 2910121 | |
| 2910122 | |
| 2910126 | |
| 2910128 | |
| 2910130 | |
| 2910151 | |
| 2910159 | |
| 2910204 | |
| 2910254 | |
| 2910269 | |
| 2910284 | |
| 2910328 | |
| 2910334 | |

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、漁業実習船「海洋丸」及び「くびき」に係る損害保険及び賠償責任保険契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年2月3日

新潟県知事 米山 隆一

1 入札に付する事項

(1) 案件の名称

漁業実習船「海洋丸」及び「くびき」に係る損害保険及び賠償責任保険契約

(2) 案件の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

ア 海洋丸 平成29年3月14日から1年間

イ くびき 平成29年3月24日から1年間

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ

(1) 交付期間 平成29年2月3日（金）から平成29年2月9日（木）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県教育庁財務課施設係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問い合わせ 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年2月22日(水)午後1時30分
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件を全て満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者。

- (3) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないものであること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (7) 「海洋丸」のトン数(299トン)階層区分以上の船舶に係る損害保険及び賠償責任保険の契約実績があり、その証明を行うことができること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 平成29年2月15日(水)午前9時から午後5時15分まで
- イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県教育庁財務課施設係

ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者に、それぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

- ア 日時 平成29年2月17日(金)午後1時30分から午後4時30分まで
- イ 場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を併せて持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書簡郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。以下同じ。）に100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望本体金額に、100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

新潟県企業局管理規程第1号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年2月3日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(前金払)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により、登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割を超えない範囲内において前金払をすることができる。ただし、公共工事に要する経費のうち土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の<u>施工に要する費用</u>（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費については、前金払の割合をこれらの経費の4割以内とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(前金払)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により、登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割を超えない範囲内において前金払をすることができる。ただし、公共工事に要する経費のうち土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、<u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費については、前金払の割合をこれらの経費の4割以内とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> |

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県企業局財務規程の規定は、平成28年4月1日以後に新たに契約を締結する建設工事について適用する。

教育委員会規則

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月3日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

新潟県教育委員会規則第1号

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則（平成16年新潟県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------|---|---|-----------|--------------------------------------|--|
| 別表（第2条関係） | | | 別表（第2条関係） | | |
| 学区 | 市町村 | 学区内の高等部 知的障害学級 | 学区 | 市町村 | 学区内の高等部 知的障害学級 |
| (略) | | | (略) | | |
| 村上新発田 学区 | 村上市 胎内市 新発田市 北 蒲原郡聖籠町 岩船郡関川村 粟島浦村 | (略) 新潟県立新発田竹 俣特別支援学校 新潟県立新発田竹 俣特別支援学校い じみの分校 | 村上学区 | 村上市 胎内市 岩船郡関川村 粟島浦村 | (略) |
| 新潟学区 | 新潟市 西蒲原 郡弥彦村 | (略) 新潟県立新潟豊学 校知的障害普通学 級 | 新潟学区 | 新潟市 新発田 市 北蒲原郡聖 籠町 西蒲原郡 弥彦村 | (略) 新潟県立村上特別 支援学校いじみの 分校 新潟県立新潟豊学 校知的障害普通学 級 |
| (略) | | | (略) | | |

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。